南部汚水22号幹線〔第2工区〕 整備事業

要求水準書

令和 7 年 10 月

春日井市上下水道部

目 次

第1	総	則	1
1		要求水準書の位置づけ	1
2		本事業の概要	
	(1)	本事業の目的	
	(2)	事業名称	1
	(3)	公共施設等の管理者の名称	2
	(4)	事業場所	2
	(5)	事業形態	2
3		受注者に求める役割	3
4		工事目的物	3
第2	要	求水準	
1		共通事項	
		基本的な考え方	
2		調査要件	
_		地下埋設物	
		土質条件	
		調査	
3		設計要件	
J		前提要件	
	(3)	耐用年数	
4		施工要件	
_	(1)	工事用地	
		保全要件	
	(3)		
	(4)	障害時対応 障害時対応	
第3	業	務仕様	7
1			
	(1)	本事業に関する主な法令等	
		本事業に関する主な技術図書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3)	共通事項	8
2		設計に関する仕様	
	(1)	共通	
		測量	
	(3)	地質調査	10
	(4)	実施設計	11
3		施工に関する仕様1	2
	(1)	建設副産物の取扱い	
	(2)	資機材等の調達	13
	(3)	仮設工及び付帯工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1.3

要求水準書で用いる用語を以下のとおり定義する。

本事業:南部汚水22号幹線〔第2工区〕整備事業をいう。

設計・施工一括発注方式 :市が資金調達し、設計業務 (Design) 、施工業務 (Build)

を民間事業者に包括的に委託する方式をいう。

設計 :工事目的物等の設計、仮設その他の設計及び設計に必要な

調査又はそれらの一部をいう。

施工 :工事目的物の施工及び仮設の施工又はそれらの一部をい

う。

工事目的物: 工事の目的物である構造物をいう。

監理技術者等 :本事業の施工実施にあたり、下請け金額に応じ配置される

監理技術者又は主任技術者をいう。

技術提案 :工事目的物の品質及び施工技術等に係る設計段階からの提

案をいう。

設計図書 :設計書、要求水準書及びこれらの図書に対する質問回答書

並びに設計成果物をいう。

第1総則

1 要求水準書の位置づけ

南部汚水22号幹線〔第2工区〕整備事業要求水準書(以下、「要求水準書」という。)は、春日井市(以下「発注者」という。)が本事業の工事目的物等に要求する性能等についての水準を示すものである。応募者は、本事業の業務を遂行するにあたり、発注者が、事業者に求める業務の水準(以下、「要求水準」という。)を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。

なお、優先交渉権者として選定され交渉成立のもと受注者となった者は、本事業の契約 期間にわたって要求水準及び提案事項を遵守しなければならない。

要求水準書は、応募者の事業提案の前提条件や発注者としての仕様を記載したものである。

なお、発注者は事業者を選定する審査条件として、要求水準書を用いる。また、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。発注者による業務監視により事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める、請負契約書に基づき、対価の減額又は契約解除の措置がなされる。

なお、要求水準書は本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な業務については、要求水準書に明記されていない事項であっても、受注者の責任において調査、設計及び施工を遂行すること。

2 本事業の概要

(1) 本事業の目的

本市の公共下水道事業は、昭和39年に事業認可を得て下水道整備に着手し、昭和43年に 高蔵寺浄化センターが供用開始し、現在は、高蔵寺浄化センターの他に南部浄化センター と勝西浄化センターの3処理場が供用している。

このうち、高蔵寺浄化センターは、供用開始から50年以上が経過し老朽化が進み、改築・更新への対応が課題となっていることから、令和元年度に新たな中長期的な経営の基本計画となる「春日井市公共下水道事業経営戦略」を策定し、経営戦略の検討において高蔵寺浄化センターを廃止し、高蔵寺処理区の下水を南部浄化センターに流下し、処理場を統廃合する方針とした。

これを受けて、高蔵寺処理区の汚水を南部浄化センターに流下する総延長約8,500mの接続幹線「南部汚水 22 号幹線」を整備することとなった。

本事業は、南部汚水 22 号幹線の第2工区を整備することを目的に、効率的・効果的な 事業推進を図るため、民間企業の優れた企画力、技術力の活用が期待される官民連携手法 として、設計・施工一括発注方式(以下「DB 方式」という。)を採用することとした。

(2) 事業名称

南部汚水22号幹線〔第2工区〕整備事業

(3) 公共施設等の管理者の名称

春日井市

(4) 事業場所

図 1-1に示す、下条公園、公共用地、内津川左岸用地(買収予定)を立坑用地とする。



図 1-1 南部汚水22号幹線〔第2工区〕 (概要図)

(5) 事業形態

ア発注方式

本事業の発注方式は、設計及び施工を一括して受注者に委ねる DB 方式とする。

イ 契約の形態

発注者は、優先交渉権者として選定された者との交渉成立をもって、本事業に関する請 負契約を締結する。

ウ 事業期間

契約日の翌日から令和13年3月18日まで(ただし、完成期限の前倒し提案があった場合は、この限りではない。なお、本事業については、週休2日を想定している。)。

エ本事業の対象範囲

本事業の工事対象範囲は以下のとおりとする。受注者は、以下の工事対象範囲を一体として実施するものとする。

- (ア) 設計
- 測量
- 地質調査
- 実施設計
- (イ) 施工

· 土木工事(下水道)

3 受注者に求める役割

受注者は、発注者が予め実施した基本設計の結果を踏襲又は改めた技術提案に基づき、 構造物の構造形式や主要諸元も含め設計及び施工を一体として行うものとする。

また、受注者は、独自技術やノウハウを最大限に生かすことにより、本市の公共事業の 向上及び諸課題の解決を技術提案に基づき行うものとする。

4 工事目的物

発注者が想定する工事目的物となる下水道施設の概要を表 1-1に、設計条件を表 1-2に示す。表 1-1及び表 1-2は、本事業の目的を達成するにあたり、発注者が予め 実施した基本設計を受け設定したものとなる。ただし、本事業の目的を達成することを前 提としたうえで、要求水準書の定めを満たす限りにおいて、受注者の応募時提案に基づき 構造物の構造形式や主要諸元も含め表 1-1及び表 1-2の見直しを可能とする。

なお、想定される工事目的物に関する詳細については、【参考資料 南部汚水22号幹線 実施設計業務報告書(抜粋版) 令和7年3月】のとおりとする。

公 1 1 十八/2/2000							
区分	種別	数量	単位	備考			
- 	シールドエ	3, 093	m				
上水	マンホールエ	1	基				

表 1-1 下水道施設の概要

丰	1.	_ 2	て水岩塩型の割料タ	14

項目	設計条件	
工法・延長	シールド工法 延長 3,093m	
特殊構造物	耐震設計 有 1基	
報告書作成	有	
設計協議	有(中間打合せ 3回以上実施すること。回数については、 別途提案による。)	
	(有)	
	a)管路の掘削工法	
 施工法等の比較検討	b) ①急曲線 ②土被り1.5D以下 ③接近構造物(箇所)	
旭上は守りた特別	①軌道横断(箇所) ⑤河川横断(箇所)— ⑥高架道横断(箇所)	
	c)布設替え工法の施工検討	
	①仮排水 ②既設管撤去	
耐震計算 (応答変位法)	有	
耐震設計	レベル2地震動	
設計条件補正	無	
地盤条件補正	無	
工区数補正	1 工区	

その仙補正	無
	

第2要求水準

1 共通事項

(1) 基本的な考え方

本市公共下水道事業全体として調和のとれたものになるよう留意して、以下を踏まえ管路施設の整備を行うものとする。

- · 構造上安全で、水理的な諸条件を満たし、必要な能力を備えていること。
- ・ 法令や基準に準拠していること。
- ・ 施工の安定性と工期短縮が図られていること。
- ・ 施工上の安全が担保されていること。
- ・ 近接する他工事等の影響要因に対し率先して調整を行い、円滑に工事を進めること。
- ・地域住民の生活に配慮し施工が行われること。

2 調査要件

(1) 地下埋設物

現状確認できている地下埋設物は、【参考資料 南部汚水22号幹線実施設計業務報告書 (抜粋版) 令和7年3月】に示すとおりとなっている。

なお、当該地下埋設物については、発注者が予め行った基本設計を前提とするものであり、本基本設計の考えを踏襲するかに関わらず、受注者は自己の責任と負担において改めて地下埋設物調査を行うこととする。

(2) 十質条件

土質条件を【参考資料 南部汚水22号幹線実施設計業務報告書(抜粋版) 令和7年3月】に示す。

なお、当該参考資料に示されていない地質条件は、受注者の責任において調査すること。

(3) 調査

ア地下埋設物及び地上構造物調査

設計対象区域の上水道・下水道・ガス・電気・電話等地下埋設物及び地上構造物について、種類、位置、形状、深さ、構造等をそれぞれの事業者が有する資料と照合し、確認すること。

イ 試掘調査

地下状況や影響物がないかを確認するため必要に応じ試掘調査を行うこと。なお、試掘実施に当たっては、発注者との協議のうえ試掘の位置等を決定すること。

ウ 地下水位の調査

事前に井戸の有無を確認してから着手すること。井戸が有る場合については、地下水位の高さ、水質等の調査をし、建設工事による影響の有無を検討したうえで着手すること。なお、井戸が無い区間においても、必要に応じてボーリング孔等を用いて地下水位の測定を実施すること。

エその他調査

その他、受注者が工事に当たって必要な調査を実施する場合は、調査着手前に調査計画 書を作成し、発注者に提出を行い、実施すること。

3 設計要件

受注者は、以下の事項を踏まえ実施設計を行うこと。

(1) 前提要件

ア管路施設の占用位置は、公共用地下とする。

イ 管きょの排水方法は自然流下方式とし、時間最大計画汚水量は0.8041m3/sec、余裕率は50%以上、流速は 1.0~1.8m/secとする。

なお、基本設計は二次覆工にFRPM管を使用する前提で実施した。

ウ 一次覆工について、今後の維持管理用マンホールの構築を考慮する。

(2) 耐震性能

工事目的物は、表 2-1の耐震性能 2 を有することとし、耐震性能の考え方は、「下水道施設の耐震対策指針と解説 2025 年版 (公益社団法人 日本下水道協会)」によるものとする。

耐震性	生能 1	耐震性能 2		
レベル1 地震動		レベル2 地震動		
重要な幹線等及びそ	設計流下能力を確保できる性能		重要な幹線等	流下機能を確保できる性能
の他の管路			軌道や緊急輸送路	流下機能を確保できる性能
	進床てきる注形		等下の埋設管路	交通機能を阻害しない性能

表 2-1 工事目的物が保持すべき耐震性能

(3) 耐用年数

ア 工事目的物は、表 2-2の耐用年数を満足するものとし、管きょは耐腐食性能を備えたものとすること。

表 2-2 耐用年数 対象設備

	耐用年数			
大分類	大分類 中分類 小分類			
	管きょ (マンホール間)	一式	50 年	
管路施設	マンホール	本体	50 年	
	4 2 W = 1/2	鉄蓋(車道部) (その他)	15 年	

4 施工要件

(1) 工事用地



図 2-1 南部汚水22号幹線[第2工区] (工事用地)

工事用地の利用については、以下を踏まえることとする。

- ・ 下条公園は南側の公園利用に配慮し、北側半分を工事用地とする。
- ・ 内津川左岸立坑部用地は令和9年3月末日までに買収を予定している。

(2) 保全要件

- ア 適正な労働賃金の維持等により建設労働者を確保し、労働条件の改善、労働災害の防止に努めること。
- イ 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、第一報を速やかに発注者に報告し、併せてその経緯を取りまとめのうえ、当該日中に発注者に報告すること。
- ウ 受注者は、法定外労働者災害補償制度を契約するともに、当該契約を締結したことを 証明する書類を提出しなければならない。

(3) 近隣

- ア 受注者は、近隣に及ぼす諸影響について調査検討し、近隣住民等へ十分な説明を行ったうえで調整を行い、工事の円滑な進行を図ること。
- イ 受注者は、工事着手に先立ち、近隣の小中学校はじめ各種公共施設及び各種コミュニティ に工事箇所を通知する等、近隣への工事情報の周知を徹底すること。
- ウ本施設及び近隣への対応について、受注者は、事前及び事後にその内容及び結果を発注 者に報告すること。なお、受注者が自主的に近隣住民等に対し説明等を行う場合は、予

め発注者の承諾を得たうえで行うこと。

- エ 本事業区間に施工時期、施工時間等の制約条件がある場合は、適切な処置を行うこと。
- オ 騒音、振動、悪臭、公害、粉塵発生、地盤沈下、地下水位の低下、交通渋滞その他、工 事が近隣の生活環境に与える影響を考慮し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施 すること。また、工事に伴う影響を最小限に抑えるための対策を講じること。

(4) 障害時対応

ア 隣接する建物や、道路、公共施設などに損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、 破損した場合の補修及び補償は、受注者の負担において行うこと。

イ 工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、受注者が、工程に支障をきたさないように対応すること。

第3業務仕様

- 1 共通仕様
- (1) 本事業に関する主な法令等

受注者は、工事を実施するにあたり必要とされる関係法令、諸基準等及び春日井市条例 等を遵守すること。

なお、本事業の対象施設の整備に関して特に留意すべき主なものは、次のとおりである。 ア 法令及び諸基準等

- ・ 下水道土木工事必携(案)記載の諸法令及び諸基準並びに別記通達類必要に応じ、 その他本事業に関連する法令等
- · 春日井市の下水道構造物標準図(春日井市)
- ・春日井市の下水道設計基準(春日井市)
- ・ 春日井市の道路埋設標準定規 (春日井市)
- ・ 下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)2019年版
- · 下水道維持管理指針(日本下水道協会) 2014年版
- ・ 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説(日本下水道協会)2004年版
- ・ 下水道管路施設設計の手引(日本下水道協会)1991年版
- ・ 下水道施設の耐震対策指針と解説(日本下水道協会)2025年版
- · 下水道施設耐震計算例一管路施設編 (日本下水道協会) 2015年版

イ 春日井市条例等

- · 春日井市下水道条例(昭和43年3月30日 条例第8号)
- · 春日井市下水道条例施行規程(平成28年4月1日 上下水道事業管理規程第1号)
- ・ その他本事業に関連する条例等

(2) 本事業に関する主な技術図書

受注者が、本事業を実施するにあたり前提とされる技術図書について以下に示す。

なお、以下の技術図書によらないものについては、当該技術の根拠となる資料を提示の うえ、発注者の許可を得ること。

ア 仕様書等

- · 土木工事標準仕様書(愛知県建設局)
- · 設計業務等共通仕様書(愛知県建設局)
- ・ その他本事業に関連する仕様書等

イ 積算基準

本事業に適用する積算基準は次のとおりである。

- ・ 積算基準及び歩掛表【十木工事編】(愛知県建設局)
- · 下水道用設計標準歩掛表(日本下水道協会)
- ・ 下水道用設計積算要領 管路施設 (シールド工法) 編 (日本下水道協会)
- ・ その他関係する積算基準等

ウ参考資料

· 南部汚水22号幹線実施設計業務報告書(抜粋版) 令和7年3月

(3) 共通事項

ア 書面主義

本事業の実施にあたっては「(2)本事業に関する主な技術図書」記載の指示、承諾、協議、提出、提示、報告、通知、連絡、受理及び確認等に用いる書面は、「土木工事現場必携(愛知県建設局)」に基づき同県が指定する「工事打合せ簿」に限るものとし、当該書面によらないものについては、発注者が別途書面にて指定した場合を除き無効とする。

イ 全体工程表の作成

受注者は、契約締結後速やかに全体工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。 全体工程表は、設計及び施工を包括したものとし、作業工程の脱漏や不具合がないよう留 意のうえ、必要に応じ適宜更新すること。

ウ 安全等の確保

- (ア) 受注者は、工事実施に際しては、施工に関わる者だけでなく、近隣住民、通行者、通行車両などの第三者の安全確保に努めなければならない。
- (4) 受注者は、工事実施にあたり事故が発生しないよう、工事に関わる者に対して安全 教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- (ウ) 受注者は、交通誘導警備員の配置について、現地調査のうえ、配置箇所・配置人員 等について配置計画を検討し、適切な人数を配置しなければならない。なお、必要に 応じて所轄警察署と協議のうえ、配置計画を決定すること。

エ 関係機関等との調整

- (ア) 本事業に関連する関係機関への手続きのうち、現時点で想定されるものは表 3-1 に示すものとなる。表 3-1 に記載がない手続きについても、本事業の遂行に必要なものがあれば、以下と同様の措置を講ずること。
- (4) 受注者は、発注者が行う関係機関への手続きについて、全体工程を踏まえたうえ

で、必要な資料を作成し、発注者へ提出しなければならない。また、その際の協議に は同席すること。

- (ウ) 受注者は、受注者が行う関係機関への手続きについては適宜対応のうえ、当該手続きの経緯が確認できる書類を発注者へ提出すること。
- (エ) 受注者が関係機関から調整の依頼を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に報告 し協議すること。

手続き内容		手続き対象	関係機関
占用許可申請	道路	県道	愛知県 尾張建設事務所
関係機関協議			道路整備課・維持管理課
		市道	春日井市 建設部 道路課(土木管理課)
	公園		春日井市 建設部 公園緑地課
	्रा ।।		愛知県 尾張建設事務所
	河川		河川整備課・維持管理課
関係機関協議	道路使用	道路使用許可	春日井警察署
	上水道	配水管(個人給水管除く)	春日井市 上下水道部 水道工務課
	下水道	汚水管	春日井市 上下水道部 下水建設課
	雨水管	雨水管	春日井市 上下水道部 下水建設課
			春日井市 建設部 河川排水課
			春日井市 建設部 土木管理課
	消火栓	防火水槽	春日井市 消防本部 消防総務課
	電力	配電線路	中部電力パワーグリッド株式会社
	电力	送電線路	中部電力パワーグリッド株式会社
	電話	NTT 線	西日本電信電話株式会社
	ガス	ガス管	東邦ガス株式会社

表 3-1 関係機関手続一覧

2 設計に関する仕様

設計に関する仕様については、以下のとおりとする。

なお、設計に関する仕様についても、要求水準として発注者が求める水準として位置づけられるものであるが、発注者が当該仕様に対し優位であると認める提案については採用の対象とする。

(1) 共通

ア 検討資料

- (ア) 工事実施に伴う各種算出根拠、資料等はすべて明確にし、整理して発注者へ提出する こと。
- (4) 工事実施に伴う各種参考文献やその他資料を引用した場合は、その文献、資料の名 称、記載個所を明記すること。また、その参考文献を用いることができる理由につい ても技術的な知見から明らかにすること。
- (ウ) 本事業中に対象施設に係る関係機関との調整が必要となった場合、必要な資料を整理し作成すること。詳細については、都度、発注者と協議のうえ、決定する。

(エ) 業務を履行するうえで技術的知見及び資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を 行うこと。業務の高い質を確保することに努めるとともに、社内審査及び照査を実施 し成果物に誤りがないよう努めること。

イ 設計成果物の報告

(ア) 受注者は、設計における一連の結果を設計成果物としてとりまとめ、発注者に報告すること。

(2) 測量

測量に関する仕様については、以下のとおりとする。詳細については、測量業務共通仕様書(愛知県建設局)に準ずるものとするが、本要求水準書との重複事項については、本要求水準書の記載が優先されるものとする。

ア目的

設計するために必要な占用路線の状況把握を目的として測量調査を行う。

イ 内容

- 縦断測量
- · 横断測量
- · 中心線測量
- ・ その他必要な測量
- · 報告書作成

(3) 地質調查

地質調査に関する仕様については、以下のとおりとする。詳細については、地質・土質調査業務共通仕様書(愛知県建設局)に準ずるものとするが、本要求水準書との重複事項については、本要求水準書の記載が優先されるものとする。

ア目的

設計するために必要な土質定数の把握及び建設発生土の処分に伴う土砂検定試験を目的として地質調査を行う。

イ 内容

- ・ 機械ボーリング (土質ボーリング、岩盤ボーリング等)
- ・ サウンディング及び原位置試験(標準貫入試験、現場透水試験、地中ガス調査等)
- · 土質試験(密度試験、圧縮強度試験、土砂検定等)
- ・ その他必要な地質調査
- · 報告書作成

ウ地盤定数の設定

地盤定数は、室内土質試験結果、N値による算出結果の順に優先的に採用し、各種試験値がない層準については下記の文献による推定値を比較し採用すること。なお、算出値に端数がでる場合は、小数点以下は切り捨てとする。

· 日本道路協会(道路橋示方書)

· NEXCO (設計要領)

エ 代表N 値の設定

データのばらつきを変動係数(V=標準偏差/平均 N 値)による統計処理を行い、補正が必要なデータについては標準偏差を用いて平均 N 値を補正し、代表 N 値を設定すること。なお、小数点以下は切り捨てとする。

オ 土のせん断抵抗角(内部摩擦角)の推定式による算出

各層準のせん断抵抗角 ϕ (度)は、各層中央部において当該層準の各孔代表 N 値を用いて算出すること。なお、小数点以下は切り捨てとする。

カ 柱状図

調査位置については地番まで記載すること。また、土層区分の表土および盛土層についての土質(砂、粘土など)を記載すること。

(4) 実施設計

実施設計に関する仕様については、以下のとおりとする。詳細については、設計業務等 共通仕様書(愛知県建設局)に準ずるものとするが、本要求水準書との重複事項について は、本要求水準書の記載が優先されるものとする。

ア設計協議

業務の実施にあたり、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、相互で確認のうえ、打合せ簿として提出する。

業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録、相互確認のうえ、打合せ簿として提出する。

イ 現地調査(資料の収集・整理、現況調査)

受注者は、発注者が提供する資料(既設施設のしゅん工図等)のほか、業務上必要な資料の収集、調査を行い、現況調査の基礎資料とする。

受注者は、設計路線の踏査、公私道の調査、公図・土地所有者の確認、地下埋没物の調査、支障となる物件(電柱、架空線等の調査)、近接構造物の具体的調査、掘削規制区間等の調査を行う。

また、地形及び地質の自然状況、沿道、交差、周辺構造物、土地利用状況、車両交通量等について調査を行い、資料収集結果と共に整理し、問題点を抽出したうえで、報告書に取りまとめるものとする。

ウ設計計画

設計図書に示す事項、現地調査結果、収集資料等に基づき、工事目的物、仮設及び付帯物について工法比較、構造計画、仮設計画、施工計画、工事工程等の整理及び検討を行うものとする。

設計計画については、極力他施設の移設が生じない計画とすること。やむを得ず移設が 生じる場合については、発注者と協議したうえで、発注者が要求する資料を速やかに提出 すること。

また、安全かつ周辺環境に与える影響を抑えた工法を採用すること。特に、土砂崩壊、騒音、振動等による建物、門、塀等の被害、井戸の枯渇等の補償事案が生じないように施工計画及び仮設等にて万全な対策を設けること。

工各種計算

設計計画に基づき、水理計算、構造計算(耐震設計含む)及び仮設計算等を行うものと する。

才図面作成

決定した案に基づき、案内図、平面図、断面図、配管図、縦断図、仮設構造図及びその 他指定する図書を作成すること。

力 数量計算

決定した設計図面に基づき、以下に示す施工数量等を作成すること。

- · 内訳書
- · 数量計算書
- ・ 積算資料 (見積書、見積条件書含む)
- · 工期算定調書

キ報告書とりまとめ

アからカについて、報告書としてとりまとめること。

3 施工に関する仕様

施工に関する仕様については、以下のとおりとする。なお、詳細については土木工事施工管理基準(愛知県建設局)に準ずるものとするが、本要求水準書との重複事項については、本要求水準書の記載が優先されることとする。なお、施工に関する仕様についても、要求水準として発注者が求める水準として位置づけられるものであるが、発注者が当該仕様に対し優位であると認める提案については採用の対象とする。

(1) 建設副産物の取扱い

本事業は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事となる。受注者は、工事の実施にあたり資源の有効な利用を図り、廃棄物発生の抑制及び環境の保全に資することが求められる。

また、工事の実施に伴い生じる産業廃棄物等及び建設発生土については、以下を踏まえ適正に措置を講じなければならない。

- ア 産業廃棄物等の処理については、搬出先施設を受注者自らが選定し、施工計画書に記載 のうえ、発注者に提出しなければならない。なお、産業廃棄物については県登録施設か ら搬出先を選定すること。
- イ 建設発生土は、原則場外搬出とする。ただし、発生土を使用する場合は、発注者と協議 するものとする。なお、利用が可能か目視又は土質試験による確認に加え、必要に応じ

て土壌の採取分析を実施し、受け入れ先が定める基準に適合していることを確認すること。また、建設発生土の場外搬出については国登録ストックヤード及び県受入地登録施設から搬出先を選定することを前提としているが、搬出する前に搬出先が都市計画法 (開発許可)、森林法 (林地開発)、砂防法、急傾斜地崩壊防止法および盛土規制法 (改正宅地造成等規制法)などの諸法令違反ではないことのわかる資料を発注者に提出すること。

- ウ 建設発生土の搬出後は、最終形状、数量計算書、写真及び運搬距離等の資料を発注者に 提出すること。
- エ 建設発生土を工事用地内で仮置きする場合は、飛散・流出対策を講じるとともに盛土規制法(改正宅地造成等規制法)の規定に従うこと。
- オ 工事の実施に伴い発生する排水については、関係法令を遵守し適切な処置を行うこと。

(2) 資機材等の調達

工事の実施にあたり必要となる工事用電力、現場事務所及び作業ヤード等の土地使用並びに資機材等の調達に伴う一切の費用は、発注者が指定する工事用地を除き受注者の負担とする。

(3) 仮設工及び付帯工

仮設工及び付帯工の実施に当たっては、地形、立坑寸法と深度、周辺への影響等を考慮のうえ安全な施工を選定し、周辺の環境に即した騒音及び振動軽減対策を講じること。

また、工事用地の使用は、現況復旧を原則としたうえで、以下に留意し実施すること。

- ア立坑については、本設として工事目的物への転用を認める。
- イ 土留め材は可能な限り撤去するものとする。ただし、構造上または安全上必要な箇所に ついては、発注者と協議のうえ残置することができる。
- ウ 施工上、本市が所有する埋設物、フェンス、植栽及びその他工作物等が支障になる場合 は、受注者の責任において移設、撤去、復旧及びその他必要な処置を行う。
- エ 撤去したフェンス、植栽等は、保管状況が良好であれば再利用を認める。
- オ工事用地の使用中、草刈りなどの適切な維持管理を行うこと。
- カ 路面等の復旧範囲は、管理者と協議のうえ決定する。
- キ 施工完了後の契約期間中においては、工事用地内の立坑に対する安全対策を発注者と協 議の上実施すること。
- ク 内津川右岸用地については、図 3-1 の赤枠内を発注者に確認の上、契約締結後速やかに、自転車等の交通利用が可能な形態に整備すること。

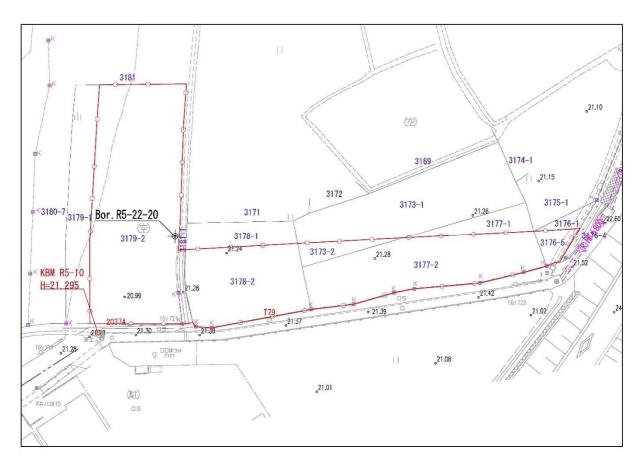


図 3-1 内津川右岸用地概要図